

亀山市告示第33号

亀山市タクシー料金助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市タクシー料金助成事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市タクシー料金助成事業実施要綱（平成19年亀山市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「者」の次に「（亀山市乗合タクシーの利用者登録をした者又は心身等の事情により亀山市乗合タクシーに乗車することが困難であると市長が認める者に限る。）」を加える。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。